

厚生文教常任委員会

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成28年12月16日（金） 午前9時30分 開会
午後2時45分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 川村優子 |
| | 副委員長 | 内野悦子 |
| | 委員 | 山本英樹 |
| | 〃 | 増田順弘 |
| | 〃 | 吉村優子 |
| | 〃 | 西川弥三郎 |
| | 〃 | 白石栄一 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西 井 覚

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
教育長	杉澤茂二
総合政策企画監	本田知之
まちづくり統括技監	松倉昌明
市民生活部長	
兼新炉建設準備室長	巽重人
新炉建設準備室課長補佐	福井敏秀
環境課長	西川博史
保険課長	森本美起代
〃 補佐	油谷知之
新庄クリーンセンター所長兼	
當麻クリーンセンター所長	増井良之
當麻クリーンセンター主幹	柏井英洋
保健福祉部長	水原正義
保健福祉部理事	
兼子育て福祉課長	岡幸子
子育て福祉課長補佐	新澤健嗣

社会福祉課長	石 井 由 美
〃 補佐	林 本 裕 明
〃 補佐	西 川 賢
長寿福祉課長	西 川 育 子
〃 補佐	堀 川 雅 樹
〃 補佐	鬼 頭 卓 子
こども・若者サポートセンター所長	松 山 神 恵
教育部長	吉 村 孝 博
教育委員会理事	
兼生涯学習課長	和 田 正 彦
教育総務課長	前 村 芳 安
〃 補佐	吉 井 忠
〃 補佐	吉 田 和 裕
体育振興課長	竹 本 淳 逸
新庄文化会館長	西 村 圭代子
當麻文化会館長	吉 村 恭 信
上下水道部理事	西 口 昌 治
水道課主幹	東 錦 也
下水道課長	松 本 秀 樹
〃 補佐	庄 田 康 則
〃 補佐	井 邑 陽 一

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第62号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

議第63号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

議第64号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

議第65号 葛城市特定疾患給付金支給条例の一部を改正することについて

議第66号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて

議第67号 葛城市クリーンセンター設置条例の一部を改正することについて

議第70号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

議第71号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第72号 平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第73号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第74号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第75号 平成28年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

新クリーンセンター建設にかかる諸事業について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。12月も半ばを過ぎて、何かと少し気ぜわしい、そういった気分になってくるこのごろでございますが、本日、厚生文教常任委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には昨日の総務建設常任委員会の委員外議員として遅くまで傍聴をされていてお疲れのところ、こうしてまたきょう朝早くからお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。私も厚生文教常任委員会の委員長として初めての体験でございます。委員の皆様、そして理事者の皆様にも、どうぞ協力をいただきますようお願いいたします。内野悦子副委員長とともに、しっかりとこれから進行してまいりますので、皆様、よろしくをお願いいたします。

きょうは委員外議員はいらっしゃいません。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

川村委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただいて発言されるようお願いをいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第62号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、私のほうから葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が改正されたことに伴い、分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。なお、施行期日は平成29年1月1日でございます。

改正条例を見ていただきますと、附則中に、第12項の次に、13項、14項、新しいものを追加いたしまして、それ以降を順次繰下げていくという改正内容となっております。

以上でございます。

川村委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第62号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、若干お伺いをしておきたいと思います。

今条例の一部改正については、順法改正ということですので、この賛否は別にして、その影響についてお伺いをしておきたい、このように思います。

川村委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いします。

今回の改正は、日本の移住者が対象地域、今回想定しているのは、台湾からの配当や利子があった場合、所得申告で分離所得として申告した配当や利子所得を総所得金額に含めて、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いるものです。個人単位で台湾からの配当や利子を受ける方で、国民健康保険加入者が葛城市でどの程度おられるか不明ですが、ゼロに近いと思われますので、影響額はほとんどないと原課の方では見込んでおります。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 ほとんど影響がないということで、これは台湾そのものが租税条約の協定国ではないということで、しかし、それを準じて適用していくと、こういう運びになったわけで、そういう意味では影響額はないということで理解をしておきたい。ありがとうございました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部長の水原でございます。

ただいま上程しております議第63号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年2月5日及び3月31日に本条例の基準となる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、市町村が指定する地域密着型通所介護の基準等につきまして改正を行うものでございます。

葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、厚生労働省の省令の指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準に準じて規定しておりますので、サービスの提供の記録、期間、規定以外は全て省令どおりとなっております。サービスの提供の記録の期間は、正誤表12ページの記録の整備、第59条19第2項で5年間保存と定めております。この5年間保存というのは、市の返還の請求権または地方自治法の規定により期間が5年と定めており、国の基準である2年間の保存では返還請求時に検証すべき記録が存在しないおそれがあるため、2年から5年と定めているものでございます。

お手元に配付の新旧対照表でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。まず、目次の改正といたしまして、第3章第4節の次に、第3章の2、地域密着型通所介護を加えるというものでございます。これは平成28年4月より18人以下の小規模の通所介護は市町村指定である地域密着型となったことに伴い改正するものでございます。第3章の2、地域密着型通所介護、第1節基本方針から第5節指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準、第5節の第1款、この節の趣旨及び基本方針から、第4款運営に関する基準までの目次を定めております。

2ページをお願いします。第1節基本方針、第59条の2では、利用者の能力に応じ自立した生活を営めるよう、生活機能の維持向上のため必要な日常生活上の世話、機能訓練により、利用者家族の軽減を図るものでなければならないと定めております。

2ページから4ページにかけての2節、人員に関する基準、第59条の3では、生活相談員、看護師または准看護師、介護職員、機能訓練指導員の人員を定めております。

5ページをお願いします。管理者、第59条の4では、常勤の管理者を置かなければならないと定めております。第3節、設備に関する基準、第59条の5では、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備等、必要な設備を置かなければならないと定めております。

6ページから13ページにかけてでございますが、第4節、運営に関する基準では、第59条の6から第59条の20について定めております。第59条の6では心身状況の把握、同条7では利用料等の受領、同条8では指定地域密着型通所介護の基本取り扱い方針、同条9では指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針、同条10では密着型通所介護の計画の作成、同条11で管理者の責務、12で運営規程、13で勤務体制の確保等、14で定員の遵守、15で非常災害対策、16で衛生管理等、17で地域との連携等、18で事故発生時の対応、19で記録の整備、20で準用について定めております。

13ページから22ページにかけての、第5節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準でございます。第1款で、この節の趣旨及び基本方針、第2款から第4款について、第3章の2、第2節から第3節までと同様に、第2款は人員に関する基準、第3款は設備に関する基準、第4款は運営に関する基準を定めております。

正誤表 1 ページに戻っていただきたいと思います。1 ページの下から 2 ページにかけて定めております第14条の改正につきましては、指定期巡回・随時対応訪問型介護における心身の状況等の把握の規定をほかのサービスに準用する規定で、第67条の削除に伴い、地域密着型通所介護における第59条の 6、第59条の28及び第59条の29について定めております。

22ページ、第60条以降の条例、第67条、第68条、第72条、第74条から第78条におきましては、新設の地域密着型通所介護に同様の規定があるため削除と、その他準用する条の置きかえ及び一部文言の読みかえであります。

この条例は公布日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 18名以下の施設ということでしたけれども、具体的に何カ所で、どこが該当するのか、今言えるのであればお願いしたいと思います。

川村委員長 西川長寿福祉課長。

西川長寿福祉課長 ただいま市内の方に、地域密着型通所介護事業所ですが、8カ所となっております。市外の方の地域密着型通所介護事業所は25件ございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 8カ所について、名前をお願いします。

川村委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 社会福祉法人社会福祉協議会、デイサービスセンターケアステーションこころ、デイサービス和の里、葛城の郷倶楽部、デイサービス優、デイサービスセンター笛吹、デイサービスベルライフ葛城、デイサービスぐりーん。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 本条例の改正については、平成26年6月に成立をした医療介護総合法、これに基づき、要支援1・2の方々については介護保険から外して、地方自治体の事業として実施をするというこの法律に基づき、順次法改正、条例改正をして体制を整えていると、こういうことであります。

そういう点で、まずこの条例改正の趣旨、目的というのはそれなりに理解はできるわけがありますけれども、このことによって、これまでの介護保険事業としてやられてきたことと、多分第7期介護保険事業計画からの実施ということになりますけれども、どのような違いが出てくるのか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

川村委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 今、白石委員の質問ですけれども、これに関しては何ら影響はないと思っております。

ます。みなし規定もございますので、通常どおり、今までどおりご利用ができるということになっております。

以上です。

川村委員長 白石委員。

白石委員 原課の課長からご答弁をいただきました。やはり、利用者あるいは被保険者からすれば、そのサービスがどのように変わってくるのかというのが、やっぱり第一の心配事であります。それが今の課長の答弁で、何ら変わることがないというご答弁をいただきました。それはそれですとしておきたい。

そして、もう一つ、これは保険から外されるわけでありますから、市の財政上の問題、国の財政的な手立て、それらが十分に、この事業を推進していく上で必要な財源措置がなされるのかどうか、その点をお伺いしておきたいと思います。

川村委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 ただいまの白石委員のご質問ですけれども、要支援1・2の方が今度総合事業に変わりますので、地域支援事業費の方からの予算というか、給付になりますので、こちらの地域密着型に関しましては何ら影響はないと思っております。

川村委員長 何か財源的なものとかを聞いておられましたけれども。その答えとしては、それではいいですか、白石委員。

白石委員 はい。

川村委員長 そうしたら、ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川弥三郎委員 今、吉村委員の方が聞かれた市内8カ所、これは新しく人員に関するとか、設備に関する、運営に関する、こういうふうなことが新しくできてきて、8カ所あって、これ、多分施設基準ももともとからある程度決められていたと思うけれども。何故かと言うと、法律って遡及効果を持たしたらあかんとなってる中で、施設の基準そのものが厳しい方向というか、例えば、1人3平方メートルの食堂とか決められてて、それが満足しているのかどうかということ。満足してないときはどのように指導していくのか。この施設基準に合わせていくように指導するのか。それとも、今現在、この8カ所ある施設はこの基準に適合しているのか。そこらはどうなんですか。

川村委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 ただいまのご質問ですけれども、何ら基準等は変わっておりません。県から市の方に権限が移譲となっておりますので。

西川弥三郎委員 人員の配置も全部変わってませんか。

西川長寿福祉課長 変わってません。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 改めて私も確認をさせていただきたいと思います。1ページのところから22ページのところまで、いろいろと生活相談員とか、看護師とか、それから専門的に常勤の管理職を置くとか

かということは、従来の決まりにプラス足されたけども、その条件は今の施設の中で基準はなかったけども十分備わっていた、こういう解釈でいいんですか。

川村委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 基準はなかったと言いますか、県の方で決まった基準がございましたので、そのまま市の方で権限移譲で管理させていただきますので、何も変わりはありません。基準はもともとあります。

川村委員長 権限だけの移譲ということですけどね。

増田委員 県が管理をしてたその管理業務を、市の条例の中に入れたという、こういう解釈ですね。わかりました。

川村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 それでは、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第64号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。

ただいま上程しております議第64号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成28年3月31日に本条例の基準となる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、定員18名以下の通所介護事業所が平成28年4月1日から地域密着型サービスとして、所在市町村の管理に移行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。第44条第6項の表中の施設に指定地域密着型通所介護事業所を加えるものです。第86条では、第86条中第39条の次に、(第5項を除く)を加えるも

のでございます。これは第39条の地域との連携の第5号で規定している大規模な住宅における囲い込み防止の規定については、居住系サービスである認知対応型共同生活介護には適さない規定であるため、（第5項を除く）を加えるものでございます。

この条例は公布日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第65号、葛城市特定疾患患者給付金支給条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 水原でございます。

ただいま上程しております議第65号、葛城市特定疾患患者給付金支給条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年1月1日、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が施行されたことに伴い、県の難病医療費助成制度が新しくなり、対象疾病が拡大されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。第2条第1項1号で、奈良県特定疾患治療研究事業実施要領の別表に上げる疾患に罹患している者を、56疾患でございまして、難病患者に対する医療費に関する法律第5条第1項の規定に基づき、厚生労働省が指定する指定難病に罹患している者、306疾患でございまして、第2号のうち20歳未満の者に対する小児慢性特定疾患についても、同じく平成27年1月1日、児童福祉法の改正により対象疾病が拡大されたため、奈良県小児慢性特定疾患治療研究事業実務要綱の別表に上げる疾患に罹患している者、514疾患を児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき、厚生労働省が定める小児慢性特定疾病に罹患している20歳未満の者、704疾患とするものでございます。

この条例は公布日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第65号、葛城市特定疾患給付金支給条例の一部を改正する条例について、若干お伺いをしておきたいと思います。

これらは国の法律の改正に基づいて、難病患者についての対象を拡大する、あるいは、小児慢性特定疾患の20歳未満の方の対象を拡大するということであります。それぞれ306疾患あるいは514疾患、あるいは704疾患、こういうふうに拡大をされるということでありましたけれども、改正前の数字を教えてください、このように思います。よろしくお願いします。

川村委員長 石井社会福祉課長。

石井社会福祉課長 社会福祉課の石井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問ですけれども、平成26年度で223件の給付をさせていただいております。平成27年度で232件、それと、今年度につきましては、10月から受け付けさせていただいて、11月30日で受け付け終了しておりまして、今月の26日支払いになっている分なんです、今年度分で231件の申請でございました。

以上です。

白石委員 それは306の分やね。

石井社会福祉課長 新しい分につきましては、平成27年度の法律改正ですので昨年度から対象になっておりまして、平成26年度で223件でしたのが、232件で、そのうち拡大した疾患に罹患されている方は9名いらっしゃいました。今年度は、済みません、まだ集計中ですので拡大疾患の分はわからないんですけれども、全体で231件の方に給付させていただきました。

川村委員長 よろしいですか。

白石委員 いや、それは難病患者ですか。だから、小児慢性特定疾患の方と難病の方と両方を言うるので、両方答えてほしい。今のは難病ですね。

川村委員長 石井社会福祉課長。

石井社会福祉課長 小児慢性特定疾患と難病の特定疾患の内訳の方は出ておりませんで、合わせましてこの人数でございます。今聞いていただいているのが、保健所からの医療費の数だとすると、済みませんが、そちらの方は市の方では把握しておりませんで、特定疾患の給付金を市の方から給付させていただいている人数が、大人も子どもも合わせて今の人数でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 本委員会でこんなことを言うのはあれですけども、あらかじめ総務財政課とのレクチャーの中で聞いていた数字とご答弁が若干違って、私の認識が異なっていたというふうに考えております。難病患者については、56件が306件になったとか、そういうふうに聞いていたので、そこの私の質問の趣旨がちょっと正しく伝わらなかったのも、これはまた後ですり合わせをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

川村委員長 石井課長、それでは今の質問については後で説明してください。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第66号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、私の方から、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年4月1日から市の浄化槽清掃業務が直営業務から許可業者による業務となるため、清掃手数料の料金表等を条例から削る改正を行うものでございます。また、市内における一般家庭の一時多量ごみの持ち込み、1回につき100キログラムを超える部分につきましては、10キログラム当たり処理手数料100円を徴収する規定を新たに設けるものでございます。施行日は、平成29年4月1日でございます。

新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。第17条第1項の旧の方を見ていただきますと、第2号、浄化槽清掃手数料、別表による金額、ページめくっていただきますと料金表がついてると思いますが、これを削除しまして、順次繰上げた上で、右側の新しい新の方を見ていただきますと、第4号につきまして追加するという形のものでございます。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第66号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

本条例の改正については、新しいクリーンセンターの供用開始を1つの契機として、これまで新庄地域においてし尿の処理・収集業務を直営でやっていたものを業者委託していくということにかかわって、この浄化槽の清掃手数料等の規定を削除していくと、こういうこと

になっているわけでありますけれども、大きな問題として、これはどの事業者に委託をするのかというのは現状では決まっていなと思うんですが、決まってるな、大和清掃やな。決まっているわけですね。大和清掃とのこれまでの契約については合特法に基づいて契約をされているわけであります。その契約と同じような契約を新たに結んでいくのかどうか。これはやはり私はあつてはならないことだというふうに思います。その点、どのようにされるのかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、手数料等について削除されるということでありますけれども、実際の手数料の額が、今後どのように決められ、そして、どのように扱われていくのか、手数料の引き上げとか引き下げとか、そういうものがどのように扱われるのか、この点をお伺いしておきたい。

それから、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物搬入者から、1回の搬入量が100キログラムを超える部分、10キログラムにつき100円の手数料を徴収すると、こういうことが新たにつけ加えられました。私は、基本的には廃掃法では一般廃棄物、とりわけ一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物については、これは地方自治体の義務として位置づけられ、基本的に今日までこれは税によって処理されてきたというところであります。

もちろん、廃掃法は一般廃棄物の処理については手数料を徴収することができるというふうには書いてありますけれども、それらは大型ごみであったり、やはり一般家庭から日常的に出されるごみではないわけでありますけれども、そういう意味で、この廃掃法の規定からして、どのようにお考えになって提起されたのかということ、そして、近隣あるいは奈良県内の市町村でこのような規定を持っておられるところはどこにあるか、この点をお伺いしておきたいと思います。

以上です。

川村委員長 新庄クリーンセンター、増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問につきましてですが、まず、し尿の収集業務の契約のことでございます。し尿収集につきましては、先ほど部長から申し上げましたとおり、平成29年4月より、新庄地域におきましては従前より直営による収集業務を行っておったところでございますが、新炉の開設、運営開始に伴いまして、し尿の収集直営を廃止し、業者委託をするというところでございます。

契約におきましては、一般家庭の毎月のし尿収集、くみ取りですね、そして臨時くみ取り、これにつきましては委託業務となります。そして、浄化槽の清掃手数料、こちらにつきましては、市内の収集運搬の許可を持っている業者、これは1社しかございません。先ほど申されました大和清掃しかございませんので、大和清掃に許可を与えるという形になります。これによりまして、料金の徴収及び金額につきましては、大和清掃の民間事業所の金額になるということになりますので、今回の料金別表を削除するものであるということでございます。料金につきましては、現在、當麻地域におきましての浄化槽の差額料金を助成しておりましたが、これにつきましても廃止をいたすという形になります。当然、個人の市民の方にとり

ましては、料金の負担増ということに相なるのは周知のこととっております。

契約につきましては、當麻地域とは別の契約という形にしております。先ほど申されました當麻地域につきましては、合特法の絡みがございまして、それに対する契約を行っておるところでございますが、新庄地域のし尿収集の業務委託につきましては、委託料等につきましては當麻地域と同額の委託料を支払うわけでございますが、契約といたしましては別契約というような形をとっております。ですから、下水道への接続により浄化槽の件数が減ったから、その補てんをすとかというような契約にはなっておりませんので、あくまでも収集に行ってもらった件数に対する支払いをしていくというような契約となっております。

手数料につきましては、以上、そういう形で、あと毎月のし尿のくみ取り手数料、また臨時のくみ取り手数料につきましては、市の方から納付書を発送して、ご本人さんから納付をしていただくという料金につきましては、従前と変更いたしておりませんので、金額には変わりはないわけでございます。

また、ごみの手数料でございますが、今回新たに100キログラムを超える部分につきましては、10キログラム当たり100円の料金の徴収をさせていただきたいということにさせていただきました。これにつきましては、先ほど委員がおっしゃられましたように、廃掃法等において手数料等の徴収ができるということでございます。手数料につきましては、自治法でも定められておるとおり、その部分を条例で定めることによって徴収ができる旨のことはご承知かと思えます。

なぜその対策を行っていくのかということにつきましては、1回当たり100キログラムを超えるということにつきまして、やはり一時多量ごみの持ち込みが非常にやはり現在も多くなっております。これに対するやはり歯どめですね。市民においても、やはりごみの減量化、リサイクル等を推進する責務もあるわけでございます。少しでもごみを減らしていただいて、少しでも処理量の軽減に努めてまいりたいということと、やはり、現在、近隣におきましては葛城市のみが全てのごみが無料となっております。これに対する市外からのごみがどれぐらい来ているのかということが把握できない、個人の方がどれだけ持ってきて、これ、うちの家から出たものやということであれば受け入れをせざるを得ないということもありまして、市外からのごみの搬入を防ぐという意味においても、ある程度の歯どめの効果があるのではないかとということで、今回の設定をさせていただいたというところでございます。

近隣におきましてでございますが、県内では12市ございますが、ごみの持ち込み、搬入におきまして無料となっているのは葛城市のみでございます。奈良市から全ての市で搬入料、そのうち約半分の6カ所が100キロまでは無料という設定をされております。100キロを超える部分について幾らかの料金、最低は60円から最高160円までございます。残り5市町村におきましては、もう持ち込みは全て10キロ単位での徴収をされておられます。近隣、大和高田市、御所市におきましては、持ち込んだ量に対して全て料金がかかっておるといのが現状でございます。

香芝市におきましては、現在、香芝市もごみの収集は指定袋じゃなしに、葛城市と同じく

無料で収集を行っておりますが、搬入につきましては、葛城市と同じく100キロを超える部分につきまして、10キロ当たり100円の料金を徴収されておるところでございます、県内でも全てのごみの無料化をやっているのは、もうほぼ葛城市のみでございます。あとの市町村におきましては、一般家庭から出るごみにおきましても、指定袋等でごみの排出をされている市町村が大半でございます。

指定袋を使っていないのは、香芝市と葛城市と王寺町、一応その3カ所以外につきましては、全てに市町村において指定袋なり持ち込みについての搬入の料金を徴収されておるところというのが現状でございますので、その辺もご理解をいただいて、今回の分についてご審議を賜りたいと思います。

川村委員長 白石委員。

白石委員 新たなし尿の処理に係る大和清掃との契約について、これは合特法に基づかない、一般的な契約において実施されるということですね。間違いないですね。合特法によってその収集量が減り、収入が減った分について補償していく、あるいは、その減ることによって業として成り立たなくなった場合の転廃業、あるいは従業員の就職先のあっせん等々が、合特法によって規定をされていたわけで、これらが持ち込まれるということについては、これはもう看過できないわけですね。改めて、私は當麻地域で合特法に基づいた契約で収集をされているということについて、これはちゃんと是正をしていくべきだということを申し上げておきたい、このように思います。

それから、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物、搬入者からのことであります。もちろん、これらの手数料の徴収については議論があるところであります。私は、当然地方自治体の事務として税によって賄われるというのが基本原則であると、これは法の大原則であると。そのような原則の中で、市民には減量をする義務は課せられているわけでありましてけれども、それとあわせて手数料が徴収できるという第6条の2の6項でしたか、ありましたけれども、これらのごみについてはやはり特定のごみについて定められているというふうに認識をしております。

もちろん、100キロを超えるごみを持ち込むというのは余りないんじゃないかというふうには思いますけれども、私は、手数料条例を設定することによって、市民の負担によってごみを減らしていくという考え方には同意できないわけで、それこそ、ごみを減量化して、リサイクルして、この清掃費用を軽減していくというのは、まさに市民の皆さんのこの減量化やリサイクルに対する意識の高まりによって解決していくべきものだというふうに、基本的に考えています。近隣市町村の実態、状況を見ればやむを得ないかなというふうには思いますけれども、やっぱりそういう基本的な考え方を持っていただきたい。手数料を上げることによってごみの抑制をしていく、あるいは、それを財源にしてやっていくということは、やはり好ましくないというふうに思います。

そこで、もう1点伺っておきたい。どの程度の手数料が入るかはわかりませんが、やはりこの手数料の収入については、少なくともごみの減量化、リサイクルの費用として使われるべきだというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えになってい

るか、お伺いをしたいと思います。

それと、當麻地域の人たちについては、し尿の処理料そのものが、この助成制度がなくなることによって負担がふえるということですね。そういうことですね。基本的に、手数料のその条例そのものの金額は変わらないということですね。確認をしておきたい。全体としてのこの負担がふえるということになるのか、當麻地域の中で助成をされていたものを廃止し、そのことによって負担が増えるのか、その点を確認しておきたいと思います。

川村委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長 ただいまの白石委員の質問に再度お答えさせていただきます。

まず、一般ごみの持ち込み分ですが、100キログラムを超える部分について、どれぐらいの収入が出てくるのかということと件数ですが、現在そういう計量等を行っておらないのでちょっとわからないのですが、以前、當麻クリーンセンターがあったときに、持ち込み分を全部計量されておったところでございますが、年間100件にも満たないような件数かなとは思いますが。まず1回につき100キログラムを超えるということですので、仮に大量にゴミが出るということであったとしても、分けて3回、4回と運べば、それを超えないというところになるのかなと思います。仮に2トン車等でいっぱい満載されて来られれば、それなりの量は発生するかとは思いますが、軽トラックで小分けして持ってこられれば、そんなに件数としては発生しないのかなというところであります。

どれぐらいの金額を見込んでいるのかということもありますが、その辺についてはほぼ見込んでおらないというのが現状でございます。先ほどもご説明申し上げましたとおり、他市におきましては全てが有料でございます。葛城市は無料なので、ついでにほかしといたるわって頼まれて市外のごみが来ないのかなと、その辺を歯どめにしていきたい。市民のごみの減量化もありますけど、やはり他市からのごみの流入を防ぐという意味においても、ある程度の料金を設定することによって、それが歯どめになるのではないかな、その効果を逆に言えばごみの減量として期待をしていきたい。

また、家庭のごみなのか、事業のごみなのかかわからないものが、やはり混在して個人が持ち込まれるということもあります。この辺につきまして、どのような対策を講じていくのかというところにおいても、今度の新クリーンセンターにおきましては、全て計量棟のところでお問い合わせをしながら受け付けをしていきたいというふうには思っております。当然、それにかかる、ちょっと時間も要するわけでございますが、その辺をご理解いただきまして、他市からのごみを焼却場に持ち込まないような形をとっていただけるのが1つの狙いでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

また、し尿の手数料でございますが、変わらないと申し上げましたのはし尿のくみ取りでございます。ですから、毎月行っておりますくみ取り便所のし尿の収集に対する料金につきましては、また臨時くみ取り、仮設トイレ等のくみ取りにつきましては、現在の条例で定めております金額をもとに徴収をさせていただきますので変わりはありません。ただ、浄化槽の手数料につきましては、現在、削除いたします別表に定めた金額で、新庄地域について

は市が直接徴収をしております。これが、當麻地域は大和清掃さんが料金を徴収されておられます。その大和清掃さんと市の料金の差額分につきましては、市から助成をしておった。その助成がなくなります。ただ、新庄地域の浄化槽につきましても、現在、市の定めた料金ではなく、大和清掃さんの民間企業の料金になりますので、浄化槽の清掃手数料につきましては、浄化槽を所有されておられる全てのご家庭につきましては、料金の負担増となるということでご理解をしていただきたい、このように思います。

川村委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。この手数料の新たな規定について、主要な狙いというのは、他市からのごみの流入を防ぐ、こういうことを申されました。思い出しますけれども、事業者のごみの搬入にかかわって、他市からのごみの流入を減らすために手数料の値上げをしました。10キロ100円から150円になると。しかし、この葛城市内の事業者、あるいは収集運搬業者から嘆願というか、請願が出て、当分の間130円を維持して軽減を図る、こういうことになりました。先ほど来申しましたけども、やはりごみを減らしていくということは、手数料を値上げして、あるいは新たに設置をすることによって、流入あるいは一般家庭からのごみを抑制するということが自身は私は組みできないわけでありまして。

それぞれ地方自治体の考え方はあると思いますが、基本的には、やはり市民の皆さんが今日のような地球環境の問題を本当にしっかりとご理解をしていただき、また、ごみ処理費用がどんどん増加をしているということを本当にご理解いただいて、その上に立ってごみの減量化やリサイクルをしていくということが私は本道だというふうに思っております。

この点は、他市からの流入を阻止するという点でも、私はもう本当に安直なやり方だと。それこそ、事業者のごみについて、どれほどの努力をされてきたのか、それこそ、ぶっちゃけて中身を確認したらいいんじゃないかというふうな議論もあったわけですね。これは市民の皆さんのごみであっても、やはり窓口においてきちっと対応、対策をやられるべき、これが先決だというふうに思います。

さらに、新クリーンセンターの供用開始にあわせて、新庄地域のごみ処理を業者委託に変えていく。このことによって、浄化槽を活用している家庭に負担がふえるというふうなことでは、やはり私は困ったことだというふうに思います。少なくとも、この条例で定められていた別表の金額を、これは維持されるべきと、そのようにやっぱり契約をすべきだというふうに思いますね。どうでしょう。そんなはっきり、浄化槽を使っている人の負担がふえると言われたらね。何でそういうことにしてしまったのか。そのために新クリーンセンターを改修したのかということになるんですね。

川村委員長 白石委員、もう答弁は、もう3回目ですので、質問できないですよ。よろしいですか。申しわけありませんけれども一応言いつばなしということでさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第66号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をしておきたい、このように思います。

私は、業者委託をしていくということについては、これは一定理解をできるわけでありますが、そのことによって浄化槽を利用している人たちの負担が当然のこととしてふえるということについては、これは賛同できかねます。当然維持されるべきであろうというふうに思います。

また、この100キログラムを超える部分、10キログラムにつき100円という、これは私自身は課長からいろいろ知恵を授けていただいたわけで、それは市民の皆さんのご負担はないというふうに思いますけれども、やはり、他市からのごみの流入を抑制する、そういう目的、考え方そのものには私はもう賛同しかねるということであります。

以上で討論を終わります。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

西川委員。

西川弥三郎委員 白石委員のおっしゃることはもっともなところもございますが、多分、この新しいクリーンセンターの陣容等々を勘案して、それで新庄と當麻の収集の体制が違うので、そこらを徐々に解消をしていくというふうなことも含めて、今の新庄地域のくみ取りや浄化槽については大和清掃に委託しながら、だんだんとその部分を、民間でされるのかどうかかわりませんが、そういう長期的な展望に立って今の体制を整えていくといった方法もあると思います。僕は合特法の問題は、初めからこれはあかんと言っていました。この問題は、まあいろいろあったから同和行政の一環として、し尿に限ってそういうふうな形をとってたわけやけども、それがなくなってくるからということで、ちょっと形を変えた形で、補償金を支払う方法で當麻地域はやっておられた。それはちょっとおかしいというのは、白石委員と僕は意見は一にしますけれども、ごみの収集が100キロを超える部分をそのように手数料をとっていくというのは、まあ何でもこの時代、ただではいきません。それはごみを減らすという意識をしっかりと啓蒙啓発して、だんだんとそういうふうなことが定着してくるように努力をしていただいて、そのことを約束していただいて、他市から来るのを防ぐ方法が本当にあるのか、そこらも検討していただいて、今のところはこの上程されてる分については賛成の立場を表明して、賛成をさせていただきたい、このように思っております。

川村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

川村委員長 起立多数であります。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

た。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前１０時３８分

再 開 午前１０時５０分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第67号、葛城市クリーンセンター設置条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、葛城市クリーンセンター設置条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、新庄・當麻両クリーンセンターを廃止し、當麻クリーンセンターの場所に新しく葛城市クリーンセンターを設置するものでございます。施行日は平成29年４月１日でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案の採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第70号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第５号）の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。それでは、私の方から委員会の所管する部分につきまして説明させていただきます。

お手元の補正予算書１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ3億107万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億7,258万円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。16ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、12節役務費で16万6,000円の追加、23節償還金利子及び割引料で92万円の追加でございます。4目障害者福祉費では、20節扶助費で1,700万円の追加、23節償還金利子及び割引料で102万4,000円の追加でございます。5目老人福祉費では、13節委託料で216万2,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で210万4,000円の追加、28節繰出金で130万9,000円の減額でございます。ページめくっていただきまして、10目臨時福祉給付金事業費では、23節償還金利子及び割引料で6万6,000円の追加でございます。12目臨時福祉給付金事業費経済対策分では、7節賃金で340万2,000円の追加、11節需要費で36万5,000円の追加、12節役務費で168万5,000円の追加、13節委託料で290万円の追加、14節使用料及び賃借料で54万円の追加、19節負担金補助及び交付金で1億800万円の追加でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、20節扶助費で700万円の追加、23節償還金利子及び割引料で24万9,000円の追加でございます。3目保育所費では、11節需用費で43万5,000円の追加、15節工事請負費で422万2,000円の追加でございます。ページめくっていただきまして、7目こども・若者サポートセンター事業費では、12節役務費で12万円の追加でございます。4項生活保護費、ページめくっていただきまして、2目扶助費では、23節償還金利子及び割引料で3,307万2,000円の追加でございます。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理では、ページめくっていただいて、11節需用費で400万円の追加でございます。4目地域循環型社会形成推進事業費では、13節委託料で610万円の追加、15節工事請負費で1億500万円の追加でございます。

続きまして、30ページ、6款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費では、28節繰出金で951万3,000円の追加でございます。

ページめくっていただきまして、8款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、13節委託料で425万円の減額、15節工事請負費で6,288万4,000円の減額でございます。4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では、13節委託料で63万3,000円の減額、15節工事請負費で2,111万8,000円の減額でございます。ページめくっていただきまして、5項社会教育費、6目文化会館費では、11節需用費で160万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金では750万円の追加でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金では318万5,000円の追加、5節臨時福祉給付金事業費補助金経済対策分では1億1,834万2,000円の追加でございます。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金では3,500万円の追加でございます。5目土木費国庫補助金、1節土木費補助金では、次ページの先導的

官民連携支援事業補助金1,998万円の追加で、当委員会の所管に係る部分です。7目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金では3,749万4,000円の減額、3節幼稚園費補助金では795万円の減額でございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、1節社会福祉費負担金375万円の追加でございます。2項県補助金、1目総務費県補助金では、1節総務管理費補助金1,380万円の減額のうち、180万円の減額が当委員会の所管に係るものでございます。2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金では423万5,000円の追加でございます。7目教育費県補助金、2節社会教育費補助金では18万5,000円の追加でございます。

19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入では1,251万2,000円の追加でございます。4目雑入、2節雑入では55万円の追加のうち、奈良県公立文化施設協議会追加事業交付金、5万円の追加が当委員会の所管に係るものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、議第70号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

事項別明細書の17ページであります。5目老人福祉費でありますけれども、19節負担金補助及び交付金、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金、これは基本的には国の施策に基づく事業でありまして、トンネルになってると、そういう予算措置だと思うんですけども、その施設整備の内容、対象の施設についてお伺いをしておきたいと、このように思います。

それから、18ページの10目臨時福祉給付金事業費についてであります。これは既に実施され、確定されたことによつての補正でありますけれども、この事業の実績についてお伺いをしておきたい、このように思います。あわせて、12目の臨時福祉給付金事業費、これは国の第2次経済対策という形で打ち出されたものでありますけれども、その事業の内容について改めてご説明を受けておきたい、このように思います。

川村委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 ただいまの白石委員のご質問でございます。

こちらは、国の平成28年度2次補正予算におきまして、既存高齢者施設等の防犯対策強化事業といたしまして、防犯カメラの設置等、必要な安全対策に要する費用について補助を行うものでございます。補助基準額は1施設が180万円で、国2分の1、事業所が2分の1負担となるものでございます。施設といたしましては、特別養護老人ホーム当麻園が244万円を上げておりまして、上限が180万円ですので90万円の補助、それから、特別養護老人ホーム新庄園が140万4,000円で70万2,000円の補助、短期入所生活介護施設和の里でございますが、100万4,000円で50万2,000円の補助となっております。

以上でございます。

川村委員長 石井課長。

石井社会福祉課長 社会福祉課の石井でございます。よろしくお願いいたします。

ご質問のありました臨時福祉給付金の実績でございますが、平成27年度給付額6,000円を支給させていただきましたが、当初4,312世帯、7,600人の対象見込者の方に通知を出させていただきまして、実績の方が3,523世帯、6,239名で、3,743万4,000円を給付させていただきました。

続きまして、臨時福祉給付金の経済対策分でございますが、平成28年度では、昨年の予算編成時点におきまして、軽減税率の導入は平成29年4月となっていたため、平成28年10月から平成29年3月までの半年分として3,000円を支給することになっておりましたが、本年6月1日に、内閣総理大臣の方から、消費税率の引き上げと軽減税率の導入の時期について、平成31年10月まで延期するということを表明されたため、これに伴い簡素な給付金も平成31年9月まで支給することになりました。

税制抜本改革法で平成31年9月までに実施が要請されている簡素な給付措置について、経済対策の一環として、社会全体の所得の底上げに寄与するとともに、低所得者の安心感を確保するため、残り2年半分を一括して支給するものいたしました。それが今回の臨時福祉給付金の経済対策分でございます。支給額につきましては、これまでと同様、1年当たり6,000円という算定ベースに2年半分ということになりますので、1万5,000円となっております。平成28年1月1日現在で、住民票が葛城市にある方が対象になります。今年度実施させていただいた臨時福祉給付金の対象者と同じになりますので、そのときの予算計上で7,200人を計上させていただきましたので、今回も1万5,000円の7,200人ということで、1億800万円を計上させていただきました。

実施の時期につきましてですが、国の方はなるべく早くというふうなお話もあるんですが、葛城市につきましては、12月まで今年度の臨時福祉給付金を支給させていただいておりました関係と、それと、受け付けをさせていただく会場が確定申告の会場にもなっておりますので、早くで確定申告終了後の3月末ごろか4月を予定しております。

以上です。

川村委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ原課の課長から丁寧なご答弁がありました。改めてお伺いをしておきたいと思います。

臨時福祉給付金の事業についてでありますけれども、石井課長のご説明では、対象は4,312世帯、7,600人だったと。しかし、実際に給付された内容は3,523世帯、6,239人だったということでもありますけれども、この数字の乖離というのはどのような理由によるものかお伺いをしたいということと、その実績から、臨時福祉給付金事業費の経済対策分では、若干の修正はされていますけれども、7,200人見込まれているわけでもありますけれども、これの数字の考え方、根拠についてお伺いをしておきたい、このように思います。

川村委員長 石井課長。

石井社会福祉課長 ただいまのご質問でございますが、通知を出させていただいている対象の方につきましては、葛城市で現在非課税というふうになる方にお出ししているわけなんですけれ

ども、市外の課税の方に扶養されておられる方は対象になりませんので、その市外の方に扶養されている方でも、その方が非課税であれば非課税証明書等をつけていただいて申請可能なんですけれども、どなたに扶養されているかというあたりがこちらの方では確認がとれない関係上、市内に今現在いらっしゃる方で非課税とわかっている対象となるであろう方、全てにご案内を出させていただいております。

それで、経済対策分の方も、臨時福祉給付金の今の分は平成27年度の分なんですけれども、それで返還金なんです。経済対策分につきましては、今年度3,000円の分の臨時福祉給付金をさせていただいております。その基準が今年の1月1日現在の葛城市の非課税者ということで、若干数字が変わってきておりますので、その対象の方に通知をまた次回も出させていただく予定になっております。このような理由により、平成27年度と平成28年度では、平成28年度の方が対象人数が少ない状況でしたので、その少ない予定の7,200人、ただ実際に通知するときにはもう一度精査いたしますので、数字は変動する可能性はございます。

以上です。

川村委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。

実際の非課税者に対して、あるいは非課税世帯に対してご案内をしているわけでありまして、けれども、実際には1,000人を超える方々は、いろいろカウントの仕方、市外の方に扶養されてる方とかがおられるということで、こういう乖離が出ているわけでありましてけれども、これはこれでやむを得ないというふうには思うんですが、せっかくこの経済対策をやろうとしているのであれば、全ての対象者に漏れなくやはり給付されるべきだというふうに思いますけれども、実際には、そういう漏れが幾らあるんかというようなことはやっぱり把握できないんでしょね。そういうことなんでしょね。

これはもう周知徹底をしていくしかないというふうには思うんですが、では、これだけの乖離がありますから、漏れておられる方もいるんじゃないかというふうには思うんですね。そういう意味で、今後、この乖離を減らしていく、漏れがあるだろうという考えに立って周知徹底をしていくことが必要だと思うんです。その点、これまでこういう給付事業を何回もやってきたわけでありましてけれども、このたびも同様にやられると思うんですが、どのような方法で今やられて、今後どのように、そういう漏れのないように周知をされていくか、その点だけお伺いしておきたい、このように思います。

川村委員長 石井課長。

石井社会福祉課長 社会福祉課の石井でございます。

通常、申請の直前に対象になられるであろう方に、皆さん通知を出させていただいております。期間の方が3カ月間の受付期間を設定しております。期間の途中でもう一度同じ方に勧奨という形で、今現在も通知の方は出させていただいております。また、問い合わせも多数ありますので、細かいところまでお伺いして、なるべく申請していただけるようにさせていただいております。

以上です。

川村委員長 そうしたら、ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

山本委員 9ページの2項国庫補助金、13款国庫支出金の7目教育費国庫補助金の補正額が、結構大きな4,544万4,000円の減額となっておりますが、中学校と幼稚園の部分なんですけど、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど。よろしいでしょうか。

川村委員長 前村教育総務課長。

前村教育総務課長 教育総務課の前村です。よろしくお願いします。ただいまのご質問の件につきまして説明をさせていただきます。

この国庫補助金につきましての内訳ですが、まず中学校費の補助金、学校施設環境改善交付金事業補助金といたしまして、中学校の空調設備の設置関係の補助金の不採択によるものが3,749万4,000円、そして、幼稚園費の補助金といたしまして、同じく学校施設環境改善交付金事業補助金として795万円でございます。中学校費につきましては、2つの中学がございまして、新庄中学校、白鳳中学校。そして、幼稚園の方につきましては、該当する工事名が新庄北幼稚園増築工事につきまして、それから、忍海幼稚園大規模改造トイレ改修につきましてという分で、いずれも補助金不採択によるものです。

川村委員長 山本委員。

山本委員 結構大きな金額になってるんですけど、中学校に関しましては空調費ですよね。3,749万4,000円減額ということは、予算と実行額の数値にこんなに開きがあるのはいかなものなんでしょうか。

川村委員長 前村課長。

前村教育総務課長 予算につきましては、補助基準額に応じた設計によりまして算出させていただき、予算要求をさせていただきましたが、全額不採択となりましたので、そのままの開きになっております。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 関連で。今の山本委員の質問ですけど、これ、きのうも総務建設委員会でも問題になった分と同じだと思うんですけども、補助金が確定してないのに実施してしまったということではないんですか。

川村委員長 前村課長。

前村教育総務課長 ただいまの質問について説明させていただきます。

補助金の採択の決定を待たずに実施に至っております。

川村委員長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

予算計上させていただきました折には、採択される見込みといたしまして予算要求をさせていただいております。実際、4月、5月ごろに入りまして不採択という通知がございましたが、子どもたちの良好な環境を整える上で重要ということで、単独でも実施させていただくという理事者の方向でございました。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 そうすると、全部市の税金、それと借金ということになりますけれども、それはほかの時期に出しても補助金はつかない、これは時期が外れたからとか、改めてということにならないんですか。

川村委員長 前村課長。

前村教育総務課長 この件につきましての採択の申請というか、要望の経緯につきましては、通常は、平成27年6月に平成28年の計画があるかどうかの調べがございます。そのときには、先ほど補助金の関連で幼稚園の方の要望をさせていただきました。そして、その後につきまして、7月に6月に申請したことの変更があるかどうかの調べがあるときには、変更なしで答えさせていただきました。その後、11月以降にこの空調工事についてする方向になりましたので、年が変わってから、平成28年1月から県に対して強く要望、折衝等、相談をしながら、しかしながら、県としましては、一応6月の要望のときには上がってないからということでございましたので、前市長が文科省の方に要望に行っていたきまして、我々としては、通常の要望よりも強いものという解釈のもとで予算を要求し、議決をいただきましたので、年度当初からその計画を進めさせていただいた経緯でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 本来でしたら、時期を逃さなければ、この金額はついたということになるんですか。

せっかくの文科省まで行っていた分がなくなるということですので、時期を逸さないように、これから理事者の方にもお願いしておきたいというふうに思いますし、その確定しない間に進めるということは、やはり問題だというふうに思いますので、気をつけていただきたいと思います。

川村委員長 増田委員。

増田委員 関連で確認させていただきます。先ほど、幼稚園補助金については、当初の6月の期限に計画を出された。ところが、エアコンについてはちょっとおくれて、市長が文科省に行き、直接国に申し入れをされたけども、両方が不採択になったと。改めて聞きますけども、不採択になった理由をお聞かせください。

川村委員長 前村課長。

前村教育総務課長 先ほど説明がちょっと不十分でした。それにもかねて説明をさせていただきます。済みません。

この平成28年度の要求につきまして、幼稚園の方につきましては、6月の正式な要望の時点からしておった分でございますが、それにつきましても全て不採択になりました。それにつきまして、県の方にどうしてですかということをお尋ねしましたら、それ以前につきましては、震災復興特別会計というのが広くこの学校の改善補助金にも使われておったものが、震災の方に使うのが本来であろうという国の方針になったということで、分母が大きく減りまして、奈良県内におきましても、通常は不採択というのはこれまで余りなかったようですが、平成28年度からにつきましては、奈良県におきましては30件を超える要望のあった中、採択されているのがわずか数件であったと聞き及んでおります。その数件につきましても、

平成27年度からの継続2カ年事業であるというものがあったようでございます。

以上です。

川村委員長 増田委員。

増田委員 先ほどの説明の中では、その説明がなかったんですよね。誰が聞いても、後から説明された中学校の補助金の申請が2月に出されたので、県はそんな今ごろ受け入れへんということで、前市長が東京まで行って、文科省にいろいろと交渉して受け入れていただいたと。しかし、不採択になった理由は、提出が6月であったものが2月になったからじゃなしに、震災のところに予算が回ったので、不採択になったというふうに、今の説明では私は理解したんですけども、市長のご所見がございましたら伺いをいたします。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 詳細につきましては、また再度調査をしたいと思いますが、私が聞いておりますところでは、県の方へは、その事業の計画については申請をされておらなかったということでございます。それで、先般一般質問の中で、2月に市長が行きましたので、過去の事例からといって、実は給食センターの実施に市長が行かれて補助金がつきましたというような事例がありましたのでという説明がありましたんですけども、あれは復活の折衝でございます。今回の2月に行かれたのは復活折衝ではなく、補助申請そのものを出していない状態で行かれておりますので、新たな要望に行かれたということでございます。その差はございます。どちらにいたしましても、正常の手続でやはり事業計画、補助申請等はされるべきやと思います。再度調べ直していきたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 市長のお話も聞かせていただきましたけど、しっかりと調査してください。というのは、幼稚園の補助金の795万円、これは不採択になってるんですよ。正規の手続をされて不採択になった理由、これを明確にご答弁いただかないと、中学校のエアコンが不採択になった理由がついてこない。市長の答弁としては先ほどおっしゃったような、ちゃんと6月の計画に基づいてやらなかったから不採択になったという理由であれば、少なくとも幼稚園の補助金、これについては正規の手続をされて、本来ならある一定の理解もいただいて採択されるべきところなんですけど不採択になった。私が先ほど聞いた不採択の理由が、震災によるものであるということであるから、そういうふうに理解したんですけども、今の市長のご答弁の中では、そうじゃないよというふうなご説明がございましたので、もう一度精査すると言っていると思いますので、中学校はおそかったから不採択になった。100歩譲っても、幼稚園の補助金の不採択については、先ほどの市長の説明とちょっと食い違う点がございますので精査していただきたい。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 幼稚園の部分につきましては、答弁漏れでございます。正規の手続で申請手続をされたものでございます。前村課長の方から答弁いたしました内容でございます。中学校の空調設備等の補助金にいたしましては、それとはまた別の手続がされていると。実際に申請がされて

なかったというのは理解しております。その辺は改めて調査してまいりたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 今、市長のご答弁と課長のご答弁、委員の方からもはっきりと理解をできないような状況にあります。それで、再度また調べていただきまして、一定の返答をしていただくことを委員長としてお願いしたいんですけども、増田委員それでよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

白石委員 まず、関連質問から先にしておきたいと思います。

中学校並びに幼稚園の事業に係るこの交付金の不採択の問題でありますけれども、私は、忍海幼稚園の大規模改造、トイレの設置の事業あるいは北小学校附属幼稚園の学童保育というか、これらの増築等については、これはちゃんと6月に決議、要望し、文科省の方に県から建築をする予定の事業ですということの上で上がっているということなんですね。これは当然ちゃんとした手続を踏まれているわけです。

ところが、やはり補助金あるいは交付金事業というのは、これは国がまさに施策として奨励をされている、こういう事業に対して助成をするということでもありますので、当然予算の範囲内で、これは実施されるわけでありまして、これは県や、あるいは国が、文科省そのものが優先順位を決めて、予算の範囲内で交付を決定すると、こういう手続ですから、当然不採択はあり得ることなんですよ、これはね。しかし、我々にとっては、予算の審査をして、事業費、それに伴う財源の内訳を含めて議論をしてやっているわけありますから、やはり不採択というのはきちっと、どういう理由であったかというのは受けとめなければならない話だと思います。

中学校のことについては、これはもう6月にも申請されていない、11月の調査のときにも全く要望もされていないわけですから、それはもう論外の話であります。しかし、そういう不採択のことは、当然補助事業であればあり得ることです。問題は、その後どのように対処をするかということだと思うんですね。皆さん、ここにおられる方々は、今、もう既に予算要求を上げておられる。これから査定がどんどん行われていくわけですね。その予算編成の過程で、どれだけ大変な編成の仕事をしているかというのは、私もそれなりに理解しています。やはり10億円を超える歳入不足をどうやって帳尻をあわせて予算を組むのかという、こういうご苦労をされてるわけですね。

そういう苦労をしてつくった予算が、実際に補助金を得られなくて不採択になって、この事業が、その事業費を起債並びに一財で補っていかなきゃならないということになってきた場合に、この事業を実際に地方債の増額や、あるいは一財をふやしてやるということ自身、適切なかどうかというのをまずそこで判断をしてもらわなきゃならない。とにかく決めたことだからやるんだと、予算で決まったことだからやるんだということだけでは、これは行政の事務事業の執行という点から、やはり考えていかなきゃならない。

そこではたと立ちどまって、来年の補助金の採択に向けて、やはり頑張っていこうということになるのか、今の状況やったら、そういういろんな方からの要求とかいろんなものがあ

る。だから、これはもうやらなきゃ仕方がないということで決断をしてやる。そういうことも含めて、ちゃんと議論をしていただいて、決まったことだからもうやりますねんというのではやっぱり困るわけですね。

だから、そここのところを本当にどのように考えられているのか。私は、皆さん、本当に予算編成で苦勞して、10億円を超える歳入不足を切り縮めて、切り縮めて予算編成しているわけですよ。その結果が不採択になったときにどうするんやということを、その予算編成のときの苦勞を考えて、やはり予算執行していくということにしてもらわないと困るということで、この点は、今後の問題として、しかるべき方からご答弁をいただきたい、このように思います。

次に、19ページの民生費の1目児童福祉総務費の20節扶助費ですね。乳幼児医療扶助費あるいは子ども医療扶助費、それぞれ380万円、320万円が増額補正をされております。これについては、上半期の実績に基づいて増額補正をされているということでありますけれども、前年実績はどうであったのか。この点ですね。前年実績をお聞かせいただきたい、このように思います。

それから、3目保育所費ですね。11節需用費の修繕料43万5,000円、15節工事請負費422万2,000円、これらの内容についてお伺いをしておきたいと思います。

川村委員長 それでは、先ほどの関連の国庫補助金のことですが、これは誰が答えていただくんですか。

阿古市長。

阿古市長 まず、今回起こっていることの精査をさせていただきたいと存じます。それでないと、憶測で申し上げることになりますので、まず精査をしてから、そのいきさつ等をご説明させていただきたいと思います。

補助事業のあり方につきましては、おっしゃいますように正規の手続で本来やられるべきものやと理解しております。なおかつ、事業によりましては、特に特別交付税関係につきましては、特殊な要因で、震災等の中で減額される場合等、いろいろございます。その補助金がつかなかったことについて、やはりその判断する基準というのは、私の中ではそれが緊急性を要するのかどうかというところになるのかなとは思っておりますが、もう少し考え方を、いろんな検証の中でまとめていきたいと存じております。

以上でございます。

川村委員長 2番目の医療費扶助。

森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いします。白石委員のご質問にお答えいたします。

乳幼児医療の扶助費の増額380万円アップということです。前年度実績の方は4,483万8,000円ということで、月平均が約370万円でございました。今年度の実績の方が、11月支払日までで、月平均が約400万円ほどに値上がっております。その分の差額と、当初予算の方がもともとちょっとこちら、乳幼児の方は平成27年度よりも随分低くなった当初予算の方を計上させていただいておりますので、その分との差額で380万円を計上させていただいて

ます。

あと、子ども医療扶助の方でございます。こちらの方は、平成26年度から始まりまして、本当に周知が進んで、伸び率が高くなっております。平成27年度の子ども医療の総額が4,776万1,000円ということで、こちらの方の平均が約398万円ということでなっておりますが、今年度の分につきましては、11月支払い日までで、月平均が430万円ほどに値上がっております。約8%の伸びを見込んでおりますので、そこで320万円の補正額をよろしく願います。

川村委員長 保健福祉部、岡理事。

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの白石委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、保育所費の需用費でございます。修繕料として43万5,000円の増額補正をさせていただきました内容でございますが、2件ございます。1件目につきましては、當麻第一保育所の駐車場の水たまりといたしますか、そういう関係の修繕ということで計上させていただきました。今使わせていただいております駐車場でございますが、水たまり箇所というのか、わだちとかくぼみがたくさん出てきておりまして、今のところ土とか入れさせていただいて補強をさせていただいておりますが、やはり送迎が頻繁になってきており、保護者からの苦情も出てきておりまして、緊急を要し、修繕として11万1,000円上げさせていただいております。

2件目といたしましては、防犯用監視カメラ、保育所の方で3園とも設置はしておりますが、磐城第1保育所と當麻第1保育所につきましては、やはり10年ほど前のカメラということで、ちょっと最近不具合が出てきておりまして、危惧もありまして、それに調整とかも伴いまして、急遽修繕費として計上させていただいております。その43万5,000円の追加ということで上げさせていただいております。

次に、工事請負費ですが、これは新規でお願いしたいところでございます。保育所の入所児童が年々ふえているというのもご存じだと思いますが、平成29年度、来年度の募集をさせていただきましたところ、やはり園児も増加しておりまして、現在保育所に入園しております児童数につきましては、11月現在で、磐城第1保育所につきましては90人定員で65人、磐城第2保育所は200人定員で215人、當麻第1保育所は90人定員で71人ということで、今受け入れをさせていただいておりますが、やはりゼロ歳、1歳、2歳の希望が来年度多いということで、今、調整しながら、どういう形で受け入れをしていこうかということで検討している中で、まだ、磐城第1保育所と當麻第1保育所は定員を満たすまで20名程度ずつありますので、その施設をどうにかできないかということで検討しておりまして、この保育所、当初建てたときには、3歳児、4歳児、5歳児を受け入れるような施設になっておりまして、その中に今、ゼロ歳、1歳、2歳を受け入れてますが、その中で定員を満たすまでにまだ余裕があるということで、検討してまいりました中で、もし改修なりできて、受け入れる体制ができれば受け入れられるというところまで、現在、調整ができていますところなので、今、こういう改修費用を計上させていただいて、4月までに改修を終えて、受け入れられるようにできたらと思って、新規で計上させていただきました。

以上です。

川村委員長 白石委員。

白石委員 市長からもご答弁をいただきました。また、原課から詳しいご説明をいただきました。

乳幼児並びに子どもの医療費の扶助費については、これは当然この実績にあわせて補正されるということは当然のことだというふうに思いますけれども、やはり、対象児童そのものはふえていないと思うんですが、その利用の周知徹底が進んで、とりわけ子ども医療費の方は、月額で30万円余りふえてきているということでもあります。これらを本当に保護者そのものは大いに歓迎をしているところでありまして、適切な予算措置をしていただきたい、このように思います。

保育所費については、なかなか、キャパそのものは20人程度のキャパがあっても、結局保護者の0歳児、あるいは1歳児の保育の需要がふえてきているわけで、それに対応するためには当然必要なことだというふうに思いますし、本市においては、国の基準においては待機児童がいないということでもありますけれども、実際には隠れ待機者がいるわけで、やっぱり年齢によっては入れない状況にあるわけで、とりわけ部長がご答弁されたように、これからやはりゼロ歳あるいは1歳児の保育がふえてくるということで、これは遺憾なきように、当初予算においてもきちっと対応をしていただきたいと思います。実際の定員があきがあっても、ゼロ歳児、1歳児が受け入れられないという場合が実際にあるわけですから、そこをぜひ是正をしていただきたい、このように思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川弥三郎委員 まず、先ほど不採択になった国庫補助金の理由を調査すると、調査して、その理由をはっきりさせるといわれても、僕はそういうふうなものは、はっきりなんてできないのではないかと思います。はっきりさせるならさせはったらええやろけれども、そんなことができるんならやられたらよろしい。ただ、先ほど白石委員のおっしゃった予算編成のときから、それでいろんな事業をやっていけると。そのときの特別交付税のことをおっしゃってるのかな。それと補助金等のあり方、事業をしていくあり方をこれから考えると、こういうふうな言い方をされてますけれども、違うたらまた訂正してくださいね。

ただ、このいろんな事業をやっていくのに、議員にしても市長にしても、国の補助金を確保するということを念頭に置いて、それで事業を進めていく、それが不採択になったから、それやめますと、その事業をするがために皆必死になって、僕ら議員みたいな力のないものでも、国会議員の先生方やその方々、また知り合いの国の機関の人を頼って補助金を取りに行くと、その事業を完成させるようにする。

それが、いや、正規の手続で申請手続をしてそれで不採択になったらこの事業やめますと。だいぶ前ですけれども、あれは吉川町長、市長時代か町長か、観音寺田団地の建設、どうしてもやらないといけない。そのときに国、県を通じて交付されますが、国の住宅局から補助金がこんかったらできないと。それを一生懸命頑張って、やっぱり3億円の補助がついたか

ら観音寺田団地の建設ができてるわけで。だから、綱渡りみたいなことをやるわけです、どっちにしろ。それがつかなかったら、それをやめますと、そんな簡単に言われますが。

そのところを、市長、これいろんな道路のことも公約に掲げられてる中で、そこをどう考えておられるのか。さっきの中学校のエアコンは6月に、正規の手続で申請していれば、本当に努力をしなかったからつかなかったのか、努力をしてもつかなかったのか、努力をしなかったからつかなかったからって、そんな話を、その理由を調べますと。本当に調べられるのやったら調べてください。ただ、予算の組み立ての中で、苦勞して組み立てておられるのはよくわかりますけれども、その予算編成の中で、特別交付税をある程度見込んで立てたり、補助金を見込んでその事業をするという予算を立てるわけで、それが本当にできなかつたら、ずっとこれはやめますというような形をとられるんですか。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 私が申し上げたのは、補助金を確保する手段というのは、最大限やるべきだと思っております。ただ、その中で、正規のまず手続きを踏むということが大前提でございます。国でしたら、前年、当然春過ぎには次年度の予算の編成に向かいまして予算枠を確定していくわけです。まず、そこに乗せていかないと、そのやはり働きかけというのはできないという具合に理解しております。

ただ、その中で、例えばその事業計画そのものを申請いたしましても、そのときそのときでいろんな要件があります。特に、災害等が起きますと、非常に予算がひっ迫した中で、国の方の予算の振り分けも変わってくることもあるかと思えます。そういうふうなものも全て精査した上で、最大限補助金をとる努力をいたします。それは間違いなくさせていただきたいと存じます。過去の先人の皆さん方がそうしてこられたのは、まさにその部分であるかと理解しております。ただ申し上げたいのは、まず正規の手続を踏むということが、まず1つの、最初の一步であるという具合に理解してます。

それと、その年度の例えば予算編成をして、それが事業採択になりませんでした、補助がつきませんでしたというときの、その事業をするかしないかの判断というのは、これからはやはり模索していかないといけないのかなと思います。私がちらっと申し上げたのは、まだこの精査をしないと、今回の起こった事象が、補助金がつかないという事象がいろんな理由であったんやろうと思います。その理由を確定しないと、どうしないと補助金がつかないのかという議論にも入れませんので、その精査はしたいと思えますし、また、その補助金がつかなかった事業について、私はこれ、ちらっと言ってしまったんですけど、やはりそれは今年度つかなければ翌年度につくかもわからない、その努力は最大限する。ただ、その事業が非常に緊急性を要している事業かどうかというのも、大きな判断の基準やと思えます。補助金がつかないということは単費でやるということなんですから、それが非常に財政に影響するということは明らかでございますので、その判断はいろんな要素から判断すべきやと思っております。まだまだこれから精査して、研究し、これからの補助申請のあり方等も含めまして、事業のあり方、補助金のあり方も含めまして、検討し、精査してまいりたいと思えます。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川弥三郎委員 一生懸命努力する。そして正規の手続をとるというのは当たり前のことですよ。ただ、それをやる、計画をこうやっていこう、予算を何年度から乗せていこうと、それをやるために補助事業に乗せていこうとするときに、その見通しを立てるがために皆苦勞するわけです。そのことをやっぱり皆さん、市長も、その努力はしっかりやってもらわんと、ただ単に正規の手続を踏みました、それでもあきませんでしたやなしに、僕らが思うに、補助事業に乗せていく段階で、各種方面といろいろと協議をして補助金をとってくるという努力はしっかりやっていただきたいなと、こういうふうに思っているところでございます。

川村委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 27 分

川村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入ります前に、先ほど休憩前に歳入の教育費国庫補助金の中学校費の補助金、幼稚園費の補助金の減額のことに関しまして、いろいろとご議論が後々までちょっと引きずったような議論になりました。そのときの答弁が、課長と市長の答弁が多少の食い違い等もあります。そのことに関しては、今後、統一した見解のもとにご答弁をいただきますようお願いしたいと思います。

それでは、引き続き平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の審議、引き続きまして質疑を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 4款衛生費、4目地域循環型社会形成推進事業、13節委託料610万円、それから、15節工事請負費1億500万円のことについてお尋ねをいたします。この事業につきましては、葛城市クリーンセンター設置に伴う新庄クリーンセンター解体と、それからその工事の監理委託料ということでございます。これはスケジュール的には、まず1つ、どのぐらいのスケジュールをめどに実施をされるのか。それから、計画では、この施設の後に剪定残渣、それから野菜残渣の処理施設を新たに設置していただくと、こういう運びになるかと思います。その辺の工程のスケジュール等につきましても、あわせてお尋ねをしたいと思います。

川村委員長 異市民生活部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の異でございます。

ただいまの増田委員のご質問でございますが、まず、この今回補正させていただいた委託料、それから工事請負費の中身を一度説明させていただきたいと思います。

まず、委託料に入ります前に、この工事請負費でございますが、この工事請負費につきましては、委員おっしゃったように、実は新庄クリーンセンターの解体に伴う工事の追加でございます。と申しますのが、昨年12月議会で、実はこの解体の発注仕様書の補正予算を上げさせていただきました。その後、平成28年度に繰越しさせていただいて、その後、作成の

成果物、委託料の成果物が出てきました。その結果が出て来ましたが、その解体費用に関し、大幅な増加が生じることとなりました。

と申しますのが、当然その発注仕様書また設計、その辺をつくるに当たって、実は新庄クリーンセンターのダイオキシン類の調査であるとか、いろんな調査をさせていただきました。その結果、そのダイオキシン類濃度の測定結果が、當麻クリーンセンターと比較しまして、特に煙突部分の付着物、この辺の数値の濃度が高い結果となりました。当然、その除染という形でするわけですが、その数値によって除染の作業方法が異なりまして、その辺の作業で、結局除染作業は手作業とかで非常にコストがかかるもので、その辺の費用が大幅に増加しております。

それと、もう一つ、これは当初からわかってるやないなと言われるかも知れないんですが、新庄クリーンセンターの方は、機械類とかは外にございまして、煙突も地上部分、下から全部、一番最上の部分まで独立したものでございます。それと、あと當麻クリーンセンターにつきましては、建屋の中に機械類が全部入っておりまして、なおかつ煙突が建屋の途中から出ているというような構造になっておりました。それで、これは当然こちらのその辺を加味した中で概算の予算額として上げておったわけですが、やはり実際に調査するに当たりまして、その構造上の異なる点、そして、実際に解体するに当たりまして、その管理区域であったり、その負圧、要は全部囲いして、外にダイオキシンが飛び散らないような形で作業をするという、そういう負圧養生区域の面積がやっぱりかなり大きく影響しているというようなこともございまして費用が増加いたしました。その分の工事請負費の追加でございます。

それに対しまして、委託料でございますが、当初、これは実は当初予算では上げさせていただいておりません。今回補正で上げさせていただきました。これが同じく、その施工管理の委託料でございます。と申しますのが、なぜ今この時期なのかというお話になろうかなと思いますが、やはり先ほど申し上げましたダイオキシン類の数値等のこともございまして、その辺の地域への安全対策ということも加味する中で、初め、もし来年度当初に上げさせていただいておったとしたら、4月から入札準備を始めて、その後、実際契約するにはやっぱり1カ月、2カ月とかかってまいります。工事請負費は既にもう今年度、この後補正を通していただけたら、また契約の方に、すぐさま入札、契約という形で、金額的にいうたら契約議決もいただかんあかんような形になろうかなと思いますが、その後、4月から新クリーンセンターが稼働できたら、当然速やかに解体に入ると。その際に、いろいろ安全対策を考えたら、同時に施工監理も入っていく方が、当然安全対策上好ましいであろうということで、今回、この610万円という施工監理委託料を同時に上げさせていただいた次第でございます。

それと、ご質問のスケジュール的な面でございますが、一応、今、この解体に要する期間としては約8カ月ぐらいかかるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、次のその堆肥化施設、計画上、堆肥化施設ということにつきましては、当然3月で新年度予算に上げさせていただきたいというふうに考えておりますが、当然その解体が終わってから半年程度は少なくとも建築にかかるんじゃないかなというふうには考えております。ただ、並行して予算が通れば、解体と同時にその準備、発注等の準備もしていった中で、

できるだけ速やかに稼働できるような方向で持っていきたいなというふうには考えておりますが、来年度のまだ予算でございますので、この辺で答弁終わらせていただきます。ありがとうございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 詳しく説明していただきまして、その辺のダイオキシン問題も含めて、十分理解をさせていただくことができました。ありがとうございました。

この8カ月後の堆肥化施設、これは地元の方も今日までいろいろこの事業に関しては協力もいただいております。また、後ほどできる堆肥施設についても、周辺の住民の方にご迷惑のかからない、堆肥施設となりますといろいろと異臭の問題とか、いろんな問題がつきまとうものでございます。

また、その堆肥をつくった、それが商品化、製品化されたときに、利用者がちゃんと利用できると思いますか、品質のある程度保たれたものが必要かなと。私もいろいろ堆肥のことを勉強させていただいたら、中途半端な堆肥はもうごみの色の変わったやつやと、そういう商品価値のない堆肥が、後々のそういう運営に非常に影響を与えると、こういうようなことも聞いてございますので、この施設の運営方法なり、施設の形態等についても、十分ご留意はいただいてるかと思いますけれども、地元からのご意見等ございましたらお聞かせを願いたいと思います。

川村委員長 異市民生活部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の異でございます。

ただいまのご質問でございますが、地元ともいろいろ協議はしております。特に昨年度視察等も行かせていただいて、一番注意していただきたいのはやはり臭気問題、周りに臭いがこもるということではだめやということで、それには十分注意していただきたい、そのために、その堆肥の材料として、剪定枝であったり野菜残渣、この辺を中心にしていきたい、特に食物残渣であるとかいうのはご勘弁いただきたいというような形で申されております。

それと、実際にその施設を見学にいったんですけども、やはり見た目にきれいな施設であってほしいということ、それと、あと残りの堆肥化施設の周辺もやはりきれいな形で整備してほしいというような要望もございますが、この辺は費用的な面もございますので、また検討していきたいなというふうに思っております。いろいろまだこれから詰めていかなければならないこと、特に運営面とかありますので、また地元と十分協議したいと考えております。

それと、もう一つ、堆肥の品質の件でございます。剪定枝とネギ残渣、これを混ぜたものと、牛ふんの堆肥を混ぜたものと二通り用意しまして実験をさせていただきました。その結果、農業試験場の方で検査したら、一応それで大丈夫やという結果はいただいております。

ただ、それなら堆肥として有効なのか、それとも土壌改良剤として有効なのかというような話も出てきまして、今のところ、農業残渣と、剪定枝という植物系の物ばかりになってくる可能性が高いですので、恐らく土壌改良剤程度のものになってくるのではないかなというふうに予想しております。ただ、それを使ったことによって具合悪いような製品では困りますので、その品質管理等をきちっとまた試験した中で対応してまいりたいというふうに考

えております。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 十分なご配慮いただいているということで、ありがとうございます。農業試験場の確認もいただいているということでございますけれども、何をおいても、最終的にお墨つきをいただくのは、利用される方にとってどのようなものなのかということでございますので、実務者といいますか、利用される方の試験もあわせてやっていただいて、そういうコンポストの再利用といいますか、そういうリサイクルがスムーズにいくような施設にさせていただくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

山本委員 32ページ、8款教育費、第3項中学校費及び4項幼稚園費のところなんですけど、こちらと同じように大きな工事請負費が減額がされておりますけど、6,826万1,000円及び、幼稚園の方では2,111万8,000円とありますけど、こちらの方の委託料及び工事請負費について、もう少し詳しくご説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

川村委員長 前村課長。

前村教育総務課長 教育総務課の前村でございます。よろしくお願いします。ただいまの質問に対して説明をさせていただきます。

中学校費のまず委託料の減額425万円につきましては、白鳳中学校の南棟防水改修工事と新庄・白鳳両中学校の空調機器設置工事の監理及び設計委託料の残でございまして、白鳳中学校南棟防水改修工事の監理委託料の減額分が113万2,000円、そして、新庄・白鳳両中学校空調機器設置工事の設計監理の減額分が311万8,000円でございます。

それから、次に工事の方で、6,288万4,000円の内訳でございしますが、これにつきましては、白鳳中学校南棟防水改修工事と、同じく新庄・白鳳両中学校の空調機器設置工事の請負費の残でございまして、白鳳中学校南棟防水改修工事の請負費の減額分が3,735万2,000円でございます。これは工事内容の一部変更、そして概算見積もりによる予算要求をさせていただきましたので、その残となりました。それから、新庄・白鳳両中学校の空調機器設置工事の請負費の減額分として2,542万7,000円でございしますが、こちらにつきましては、落札率として、新庄中学校の方が86.97%、白鳳中学校が88.99%の結果による請負残でございます。あと中学校の工事の残として、各所工事として、新庄中学校の砂場の改修工事を行わせてもらった請負費残が10万5,000円。

続きまして、幼稚園の方でございしますが、まず委託料の方が63万3,000円でございます。これは工事内容の一部変更、そして工事請負費が概算見積もりによるものでしたので、工事請負費の残が発生した、それに伴う監理委託料でございします。工事と言いますのは、忍海幼稚園の屋根の全面塗装、トイレ改修でございました。それから、工事費の2,111万8,000円につきましては、今、委託料で説明がかぶりますが、忍海幼稚園の改修工事請負費減額分とし

て1,138万4,000円でございます。これにつきましては、予算要求時の概算見積もり時には、屋根の塗装の仕様を高グレードで設計しましたが、以後の塗装工法、材料等の検証でグレードを下げた場合でも耐久効果等には影響が少ないということとなり、執行させていただきました。それと、新庄北幼稚園の改修工事の請負費減額分で、あわせて2,111万8,000円となっております。

以上でございます。

川村委員長 山本委員。

山本委員 ありがとうございます。詳しく、よく理解いたしました。ありがとうございました。

川村委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川弥三郎委員 ちょっと聞いておきたいねけど、増田委員の関連で、循環型地域形成、これは広陵町とのものがあつたと思う。それで初めて、地域循環型の予算がついてあるわけやな。先ほど部長は、僕にとっては何か奥歯にものが挟まったような。もう12月でこうやのに、何で3月の補正予算のとき、これが終わった後の次の段階のやつを、それはやっぱり予算はそこのところ、きっちり組んでいく、それはやっていくという予算立てはもうほぼ大体できてんの違うの、予算としては。

川村委員長 巽部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 ちょっと私の言い方が悪かったかと思いますが、堆肥化施設の予算要求というのは、平成29年度予算でさせていただいております。ただ、その工事請負については3月議会でご承認をいただくことになると思いますので、ちょっとそういう表現をさせていただきました。

川村委員長 西川委員。

西川弥三郎委員 初めてこれが、この地域循環型というのは、今、葛城市クリーンセンター、これの完成と、それと今の解体をやって、それを建てて、それでRDFは、どうするのか知らないけれども、どこかに堆肥、その辺で1つの地域循環型形成、これ、事業がそれで一対ということか。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 はい、そうです。

川村委員長 他に質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 関連ということになりますけれども、事項別明細書の24ページの4目地域循環型社会形成推進事業費についてであります。15節工事請負費が1億500万円上程されております。増額補正されております。これ、解体費は当初予算では幾らだったんでしょうか。とりあえずそれを聞いておこうか。

川村委員長 巽部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

ただいまの白石委員のご質問ですが、当初解体費が幾らだったか、工事費幾らだったかと、一応2億1,000万円の予算を組ませていただいております。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 2億1,000万円だったものが、解体費1億500万円あるけども、大きな増額補正で驚いているわけけども、実際には、増田委員の質問に対する答弁で、ダイオキシン類の調査の結果、煙突内の濃度が非常に高かったと。それで工事というか、その手法が変わって、いろいろ手間暇かかるということなんですけども、その費用の内訳ですか、人件費がどの程度上がるのか、あるいは、解体に係る方法がどういう方法で変わって、これだけ1億円になるのか。もうちょっと詳しく教えていただきたい、このように思います。

川村委員長 福井補佐。

福井新炉建設準備室課長補佐 新炉建設準備室の福井です。よろしくお願いします。

今の委員からの質問ですが、工事の増額部分の大きな内訳なんですけど、先ほどから部長が答弁させていただいてる人件費の方が占めることになります。その人件費の多くが除染作業に当たる部分でありまして、それが1億円の大半を占めるとなっております。そのほかに、ダイオキシン類の飛散する部分を囲う仮設費、それも含まれることになります。

白石委員 それも新しくやるわけね。

福井新炉建設準備室課長補佐 濃度的に高いので、飛散するとすごく危ないという物質がダイオキシンなので、それが多く含まれるということは、外に漏れる確率が高い。だから囲いを強化するというか、そういう作業をしまして除染作業にとりかかるという部分が多くなります。

白石委員 それでどれぐらいかかるの。

福井新炉建設準備室課長補佐 金額的には、今ちょっと持ち合わせておりませんので、後日報告でよろしいでしょうか。

川村委員長 白石委員。

白石委員 人件費が大方を占めて約1億円ということで、増額補正のうちほとんどを占めていて、これは一応工事費そのものはいろいろ契約差金とか、いろいろ差し引いたものが出ているわけで、そのものではないというふうに思いますけれども、当初予定していなかったと思われるダイオキシンの飛散を防止する、それを囲う工事もやらなきゃならないということもあるということでありまして、人件費で1億円ということになると、当初8カ月もかかるなんて考えてなかったと思います。それが実際に1億円の人件費をかけて除染をするということになれば相当な期間がかかり、当初から考えたら、担当期間が延長されているということだと思います。これらはもちろんこの施設については、当然、新クリーンセンターは、葛城市のクリーンセンターが供用開始をしてから解体ということになるわけでありまして、いつごろ発注をされるんでしょうか。

川村委員長 いつごろ発注されるか。3回目の質問ですけど、答えてください。

福井新炉建設準備室課長補佐 新炉建設準備室の福井です。

まず、人件費が1億円全部を占めるということは間違った理解で、除染の人件費と、それを囲う仮設費、それと経費を含めて1億円と考えてください。

それから、工期のことなんですけど、当初から8カ月を想定しています。

以上です。

白石委員 それやったら全然答弁になってない。1億円人件費がほとんどを占めていると、それが、その中に仮設の費用も、1億円の中にも入っているということになれば答弁と一致しない。

人件費で1億円ほとんど占めているという話でしょう。囲い費もあると言われたら、全然その中身がわからへんやんか。

川村委員長 暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時58分

再 開 午後2時04分

川村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。福井補佐の方から答弁お願いいたします。

福井新炉建設準備室課長補佐 新炉建設準備室の福井です。よろしくお願いします。先ほどの、引き続き答弁させていただきます。

全体工事予算額のうち、3割が仮設費に係るお金です。同じく全体工事額の3割がダイオキシン類の安全対策除染作業に係るお金です。あとの4割がほかの施設の解体に係るお金です。それが内訳です。

以上です。

白石委員 ありがとうございました。

川村委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第70号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、次に、議第71号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第71号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,355万9,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,396万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、12 節役務費で24万円の追加でございます。これにつきましては、調剤薬局による詐欺事件がございましたが、これの裁判に係る調書を入手するための費用でございます。いろいろ手続上、この辺の調書が必要となっておりますので、それを補正させていただいております。

続きまして、3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金では、19 節負担金補助及び交付金で193万2,000円の減額でございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金では、19 節負担金補助及び交付金で4,000円の追加でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金では、19 節負担金補助及び交付金で94万円の減額でございます。

次のページ、11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金では、23 節償還金利子及び割引料で1,618万7,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金では、1 節現年度分で91万7,000円の減額でございます。2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金では、1 節財政調整交付金で25万8,000円の減額でございます。

6 款県支出金、2 項県補助金、1 目県財政調整交付金では、1 節県財政調整交付金で22万9,000円の減額でございます。

10 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では、1 節前年度繰越金で1,496万3,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第72号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第72号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定におきましては歳出のみの補正でございます。歳入歳出予算の総額の増減はございません。介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,589万1,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、3目計画策定委員会費、8節報償費で18万4,000円の減額でございます。

2款保険給付費、1項給付諸費、2目介護予防サービス等諸費、19節負担金補助及び交付金で1,500万円の減額でございます。同じく2款4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、19節負担金補助及び交付金で1,500万円の追加でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防二次予防事業費、1節報償費で11万1,000円の追加、13節委託料で11万1,000円の減額でございます。

次の6ページをお願いいたします。3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費、2節給料で37万5,000円の追加、3節職員手当等で112万6,000円の追加、4節共済費で27万円の追加、19節負担金補助及び交付金で8万2,000円の追加でございます。3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、2節給料で5,000円の追加、3節職員手当等で3万6,000円の追加、4節共済費で3万3,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で1,000円の追加でございます。4目任意事業費、8節報償費で1万8,000円の減額、13節委託料で191万円の減額でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、23節償還金利子及び割引料では18万4,000円の追加でございます。

ただいま説明いたしました保険事業勘定におきましては、歳出のみの補正でございますので、歳入の増減はございません。

次に9ページをお願いいたします。介護予防サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料で233万4,000円の減額、3節職員手当等で162万7,000円の減額、4節共済費で84万3,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で50万5,000円の減額でございます。

2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費、13節委託料で200万円の追加でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳入でございます。戻っていただきまして、8ペー

ジをお願いいたします。

1 款サービス費、1 項 1 目 2 節介護予防サービス計画費収入で200万円の減額でございます。

2 款繰越金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金で130万9,000円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第74号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。

ただいま上程になっております議第74号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。今回は歳出のみの補正でございます。歳入歳出予算の総額の増減はございませんので、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目介護認定審査会一般管理費、2 節給料で5,000円の追加、3 節職員手当等で3万7,000円の追加、4 節共済費で3,000円の減額、11 節需用費で4万円の減額、19 節負担金補助及び交付金で1,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第73号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部理事。

西口上下水道部理事 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いします。

ただいま上程いただきました議第73号、平成28年度葛城市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ983万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,083万円とするものです。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料で17万8,000円を減額、3節職員手当等で34万5,000円の追加、4節共済費で2万6,000円の減額、12節役務費で3万円の追加、13節委託料では細節内の下水道台帳作成委託料で30万円、マンホールポンプ維持管理業務委託料で20万円をそれぞれ減額し、管清掃業務委託料で50万円を追加するもので、13節委託料での増減はございません。15節工事請負費で500万円の追加、19節負担金補助及び交付金で6,000円を減額し、一般管理費では合わせて516万5,000円を追加するものでございます。

次に、2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、1節報酬で39万4,000円を減額、2節給料で177万8,000円、3節職員手当等で224万6,000円、4節共済費で64万円、19節負担金補助及び交付金で39万5,000円をそれぞれ追加し、下水道建設費では合わせて466万5,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。歳入予算について説明させていただきます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に充当するための財源の繰入れで、951万3,000円を追加補正するものでございます。

次に、4款1項1目繰越金では、平成27年度決算により前年度繰越金の確定によります44万円を追加補正するものでございます。

続きまして、5款諸収入、1項1目雑入では、人件費負担金で12万3,000円を減額補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第73号、下水道事業特別会計補正予算について、若干の質疑をしておきたいと思います。
事項別明細書の5ページ、歳出、1款総務費、1目一般管理費、13節委託料、管清掃業務委託料の50万円の増額補正になっております。当初予算は30万円程度ではなかったのかと思いますが、この増額の内容、理由についてお伺いをしておきたいと思います。

15節工事請負費500万円、これも箇所、事業の内容についてお伺いをしておきたいと思います。

川村委員長 松本下水道課長。

松本下水道課長 下水道課の松本です。よろしくお願いいたします。ただいまの白石委員の質問についてお答えいたします。

委託料の内訳といたしまして、笛堂地区におきまして、公共下水道の詰まりが発生し、ほとんど機能していない状態を確認し、緊急に清掃業務を行い、後日、本格的に管清掃業務を行う予定でございます。

工事請負費につきましては、マンホールポンプ場のマンホールポンプを2カ所、新規に新品に交換するものでございます。箇所といたしましては、勝根マンホールポンプ場において、マンホールポンプを1台、新村マンホールポンプ場において、ポンプを1台とフランジを新品に交換するものでございます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第75号、平成28年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部理事。

西口上下水道部理事 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第75号、平成28年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算の主な補正内容といたしましては、本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴っての人件費等の補正でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、支出の第1項営業費用で972万2,000円を減額いたしまして、水道事業の総額を6億3,414万4,000円にするものでございます。ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費9,100万6,000円を8,121万4,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、収入支出の見積もり基礎に基づきましてご説明申し上げますので、6ページをお開きください。今回、収益的収入の補正はございませんでした。

次に、収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用の第1目原水上水費では、1節給料で352万円、2節手当で269万2,000円、6節法定福利費で195万円、それぞれ減額するものでございます。また、2目排水給水費では、1節給料で70万円減額、2節手当で10万5,000円の増額、6節法定福利費で60万円減額するものでございます。

次に、3目受託工事費では、1節給料で25万円、2節手当で25万円、4節賃金で6万5,000円、5節報酬で10万円、それぞれ増額するものでございます。

4目総掛かり費では、1節給料で20万円、2節手当で53万円、3節賞与引当金繰入額で15万円、それぞれ増額し、4節賃金で78万円、5節報酬で100万円、6節法定福利費で20万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

川村委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後２時２９分

再 開 午後２時４０分

川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

本件について、現在の事業の進捗状況等について理事者より報告願います。

異市民生活部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部長の異でございます。

それでは、新クリーンセンターにおける事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

まず、工事の進捗でございますが、現在、工場と計量棟の建築工事や機械工事は完成しており、負荷運転に向け、単体機器の調整を行っておるところでございます。また、建築工事は管理棟を中心に内装工事を進めております。今後は、正月明けに建築確認検査を受け、試運転を開始し、最終検査を行うとともに、並行して外構工事を来年４月の稼働開始に向け進めてまいりたいと考えております。全体の工事進捗率は、先週末の現在でございますが、93%でございます。

それと、あとご心配をおかけしていた進入道路の件でございますが、一応地権者の方から起工承諾と申しますか、施工承諾をいただいた中で、既に仮設道路として整備させていただいており、以前申し上げておった瓦堂池の護岸工事も進み、また進入道路の整備の方も、４月稼働までには仕上げてまいりたいと考えております。

それと、県に対する取り消し裁判の件でございますが、今、最高裁まで行っておるということでしたが、特に進展はない旨、報告させていただきます。

以上でございます。

川村委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

西川委員。

西川弥三郎委員 この進入道路、なかなか契約してもらえなかった。現在はそれで施工承認はもらったからええようなものの、このことについて、まだ、何か施工承認だけで、今、市長おられるので、これはいつするのかとも言われへんけども、土地の売買契約は、見込みはちゃんと立ててるのか。こんなの、施工承認だけでいけないし。市長に答弁というのもおかしいしな。これ稼働するのに間に合うんやな。

この契約の見通しはちゃんと、どう立ててるか。

川村委員長 異部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 ただいまのご質問でございますが、地権者の方の意向もございます。ですが、施工承諾ももらっていますので、早急に契約を進めて、実際に契約をしていただきたいというふうに考えております。

川村委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでしたら、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。

本委員会の所管事項の調査案件であります、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

それでは、長時間にわたりましてご審議、多岐にわたりましてありがとうございます。初めてですけれども、何とか皆さんのご協力で終わることができました。ありがとうございます。また本会議最終日まで、どうぞ皆さん体調調整えられて、またしっかりとご審議賜りますようお願いいたします。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時45分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 川村 優子